

【ホームページ掲載文】

電気事業法の規定に基づく登録安全管理審査機関における安全管理審査業務の一部休止について

2017年3月28日

経済産業省

ビューローベリタスジャパン株式会社 代表取締役社長 佐々木 泰介から、電気事業法（昭和39年法律第170号）第74条の規定に基づき安全管理審査業務の一部を休止する届出があったので、同法第112条の2第3号の規定に基づき、平成29年3月28日付けで公示を行いました。

名称	主たる事業所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の内容
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	燃料電池発電所に係る使用前・定期安全管理審査

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ

電力安全課 電話 (03) 3501-1742 (直通)